

新島村財務状況把握の結果概要

(診断表)

財務省関東財務局

東京財務事務所

財務状況把握の結果概要

関東財務局東京財務事務所財務課

(対象年度：令和3年度)

◆対象団体

都道府県名	団体名
東京都	新島村

◆基本情報

財政力指数	0.20	標準財政規模(百万円)	2,004
R4.1.1人口(人)	2,547	R3年度職員数(人)	89
面積(Km ²)	27.54	人口千人当たり職員数(人)	34.9

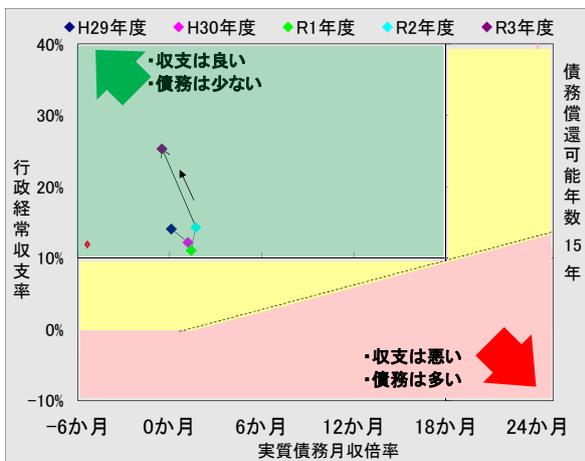
◆国勢調査情報

(単位:人)

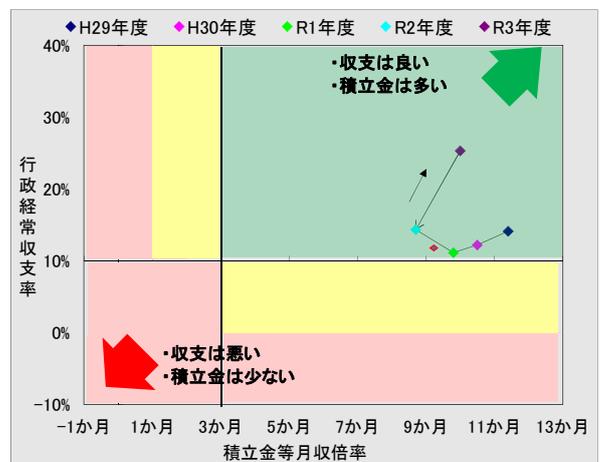
	総人口	年齢別人口構成						産業別人口構成					
		年少人口 (15歳未満)	構成比	生産年齢人口 (15歳～64歳)	構成比	老年人口 (65歳以上)	構成比	第一次産業 就業人口	構成比	第二次産業 就業人口	構成比	第三次産業 就業人口	構成比
H22年	2,883	333	11.6%	1,556	54.0%	994	34.5%	100	6.9%	282	19.6%	1,060	73.5%
H27年	2,749	316	11.5%	1,403	51.0%	1,030	37.5%	70	4.7%	314	21.2%	1,100	74.1%
R2年	2,441	272	11.1%	1,202	49.2%	967	39.6%	57	4.1%	272	19.4%	1,073	76.5%
R2年	全国平均		11.9%		59.5%		28.6%		3.2%		23.4%		73.4%
	東京都平均		11.2%		66.1%		22.7%		0.4%		15.0%		84.6%

◆ヒアリング等の結果概要

債務償還能力



資金繰り状況



※収支計画最終年度を◆で表記している

債務高水準	積立低水準	収支低水準	該当なし
			✓
【要因】	【要因】	【要因】	
建設債	建設投資目的の取崩し	地方税の減少	
実質的な債務	資金繰り目的の取崩し	人件費の増加	
債務負担行為に基づく支出予定額	積立原資が低水準	物件費の増加	
公営企業会計等の資金不足額	その他	扶助費の増加	
土地開発公社に係る普通会計の負担見込額		補助費等・繰出金の増加	
第三セクター等に係る普通会計の負担見込額		その他	
その他			
その他			

※R2年国勢調査における年齢別人口構成及び産業別人口構成の数値は、集計結果(原数値)に含まれる「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」である。

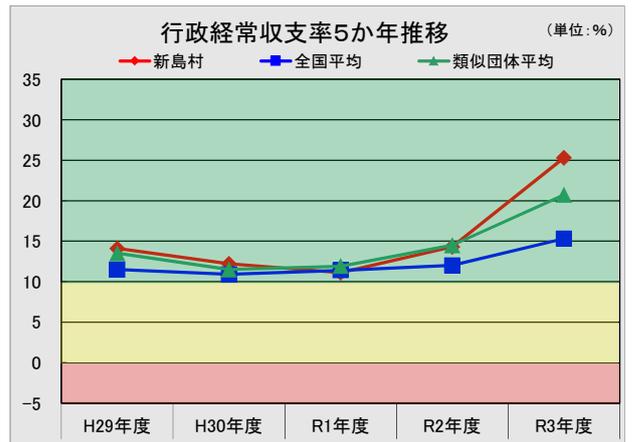
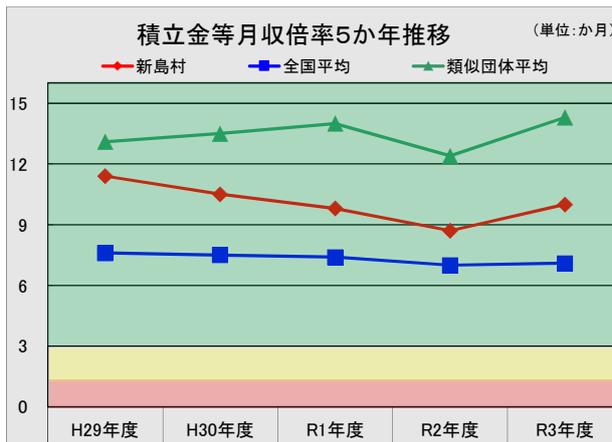
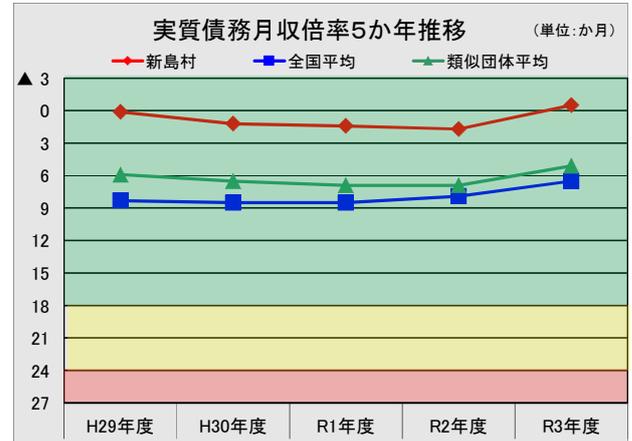
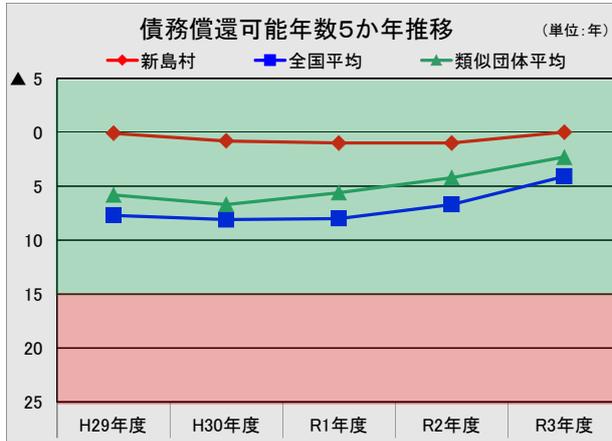
◆財務指標の経年推移

<財務指標>

類似団体区分
町村 I-2

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	類似団体 平均値	全国 平均値	(参考) 東京都 平均値
債務償還可能年数	0.1年	0.8年	1.0年	1.0年	0.0年	2.3年	4.1年	2.7年
実質債務月収倍率	0.1か月	1.2か月	1.4か月	1.7か月	▲0.5か月	5.1か月	6.5か月	1.6か月
積立金等月収倍率	11.4か月	10.5か月	9.8か月	8.7か月	10.0か月	14.3か月	7.1か月	7.2か月
行政経常収支率	14.1%	12.2%	11.1%	14.3%	25.3%	20.7%	15.3%	12.9%

※平均値は、いずれもR3年度



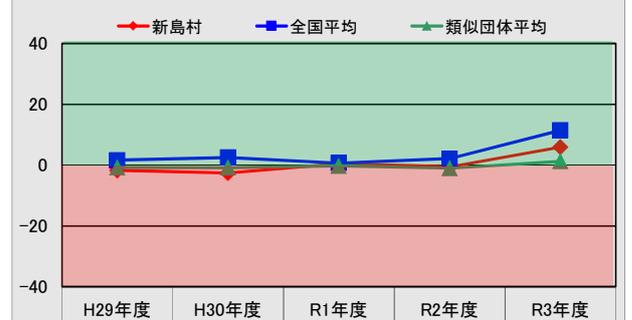
<参考指標>

(R3年度)

健全化判断比率	新島村	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	-	20.00%	30.00%
実質公債費比率	6.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	-	350.0%	-

基礎的財政収支(プライマリー・バランス)5か年推移

(単位:億円)



※ 基礎的財政収支 = (歳入 - (地方債 + 繰越金 + 基金取崩)) - (歳出 - (公債費 + 基金積立))

※ 基金は財政調整基金及び減債基金 (基金積立には決算剰余金処分による積立額を含まない。)

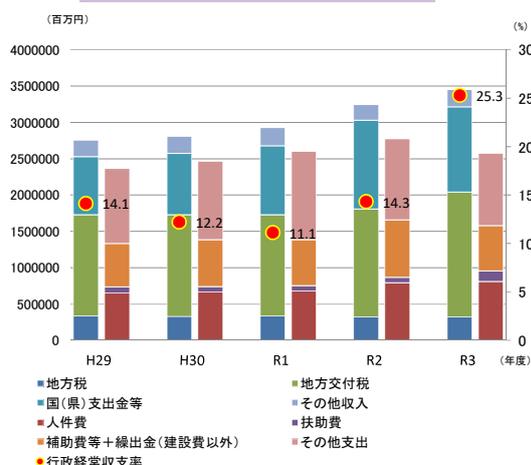
- ※1. 各項目の平均値は小数点第2位で四捨五入したものである。
- ※2. グラフ中の「類似団体平均」の類似区分については、R3年度における類似区分である。
- ※3. 各項目の平均値は、各団体のR3年度計数を単純平均したものである。
- ※4. 債務償還可能年数について、分子(実質債務)が0以下となる場合は「0.0年」を表示する。分子(実質債務)が0より大きく、かつ分母(行政経常収支)が0以下となる場合は空白で表示する。
- ※5. 債務償還可能年数における平均値の算出について、分子(実質債務)がマイナスの場合は「0(年・月)」として単純平均している。また、分母(行政経常収支)がマイナスの場合は集計対象から除外とするが、分子(実質債務)及び分母(行政経常収支)が共にマイナスの場合は「0(年・月)」として単純平均している。
- ※6. 実質債務月収倍率における平均値の算出について、分子(実質債務)がマイナスの場合は「0(年・月)」として単純平均している。

◆行政キャッシュフロー計算書

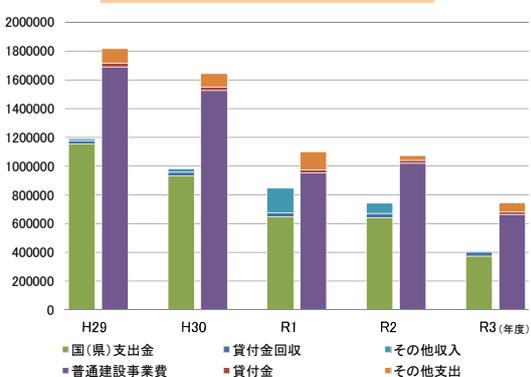
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	構成比	類似団体平均値 (R3年度)	構成比
■行政活動の部■								
地方税	341	330	335	327	326	9.5%	388	13.3%
地方譲与税・交付金	94	85	91	91	111	3.2%	118	4.1%
地方交付税	1,389	1,400	1,393	1,481	1,713	49.6%	1,673	57.3%
国(都)支出金等	800	843	953	1,223	1,175	34.0%	585	20.0%
分担金及び負担金・寄附金	0	0	10	0	0	0.0%	52	1.8%
使用料・手数料	112	103	96	71	73	2.1%	57	1.9%
事業等収入	21	51	52	51	53	1.5%	45	1.5%
行政経常収入	2,758	2,812	2,930	3,245	3,452	100.0%	2,918	100.0%
人件費	654	665	683	792	810	23.5%	592	20.3%
物件費	908	932	1,083	1,000	886	25.7%	619	21.2%
維持補修費	113	135	124	109	103	3.0%	69	2.4%
扶助費	83	74	73	76	144	4.2%	220	7.6%
補助費等	256	271	265	381	279	8.1%	516	17.7%
繰出金(建設費以外)	339	374	366	411	347	10.0%	271	9.3%
支払利息 (うち一時借入金利息)	17 (-)	14 (-)	11 (-)	9 (-)	7 (-)	0.2%	9 (0)	0.3%
行政経常支出	2,369	2,466	2,604	2,778	2,576	74.6%	2,297	78.7%
行政経常収支	389	346	326	467	876	25.4%	621	21.3%
特別収入	40	39	111	304	52		126	
特別支出	-	0	150	513	151		51	
行政収支(A)	429	384	287	258	912		697	
■投資活動の部■								
国(都)支出金	1,152	932	647	641	372	90.8%	420	55.9%
分担金及び負担金・寄附金	-	-	-	-	-1	0.0%	49	6.5%
財産売却収入	9	25	18	13	7	1.6%	19	2.5%
貸付金回収	26	25	28	31	31	7.6%	12	1.6%
基金取崩	3	-	153	57	0	0.0%	252	33.5%
投資収入	1,190	983	847	742	410	100.0%	751	100.0%
普通建設事業費	1,691	1,527	954	1,019	665	162.1%	881	117.3%
繰出金(建設費)	56	77	55	24	4	1.1%	42	5.6%
投資及び出資金	-	-	-	-	-	0.0%	3	0.4%
貸付金	24	22	21	21	17	4.1%	11	1.4%
基金積立	48	18	69	10	57	14.0%	398	53.0%
投資支出	1,818	1,644	1,099	1,074	744	181.3%	1,334	177.7%
投資収支	▲628	▲661	▲253	▲332	▲333	▲81.3%	▲583	▲77.7%
■財務活動の部■								
地方債 (うち臨財債等)	402 (72)	370 (70)	231 (51)	354 (51)	180 (69)	100.0%	427 (54)	100.0%
翌年度繰上充用金	-	-	-	-	-	0.0%	-	0.0%
財務収入	402	370	231	354	180	100.0%	427	100.0%
元金償還額 (うち臨財債等)	282 (78)	257 (84)	246 (88)	272 (93)	300 (98)	166.7%	355 (97)	83.0%
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-	0.0%	-	0.0%
財務支出(B)	282	257	246	272	300	166.7%	355	83.0%
財務収支	120	113	▲15	82	▲120	▲66.7%	73	17.0%
収支合計	▲79	▲164	20	8	459		186	
償還後行政収支(A-B)	147	127	41	▲14	612		342	
■参考■								
実質債務 (うち地方債現在高)	46 (2,673)	305 (2,786)	354 (2,771)	476 (2,853)	▲161 (2,733)		▲677 (3,401)	
積立金等残高	2,627	2,482	2,417	2,378	2,894		4,118	

(百万円)

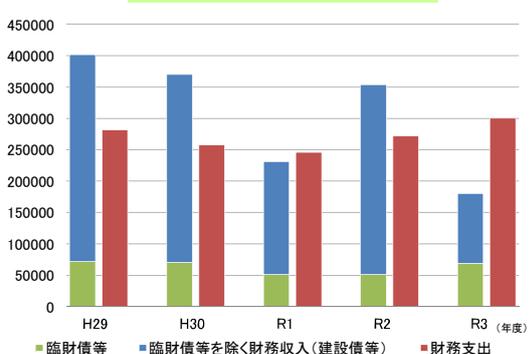
行政経常収入・支出の5か年推移



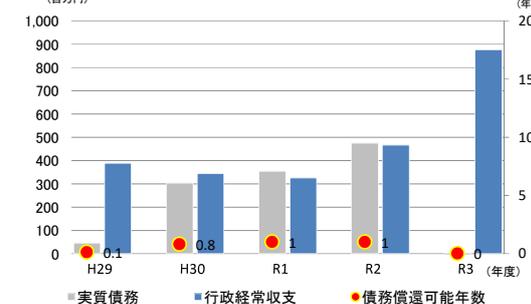
投資収入・支出の5か年推移



財務収入・支出の5か年推移



実質債務・債務償還可能年数の5か年推移



※類似団体平均値は、各団体のR3年度計数を単純平均したものである。

◆平成24年度を診断年度とした前回の財務状況把握の結果

○ 結果概要

<財務指標>

	H24年度 (前回診断年度)
債務償還可能年数	▲ 0.2年
実質債務月収倍率	▲ 0.2か月
積立金等月収倍率	11.1か月
行政経常収支率	9.5%

貴村に対して、平成24年度を診断年度として実施した前回の財務状況把握では、行政経常収支率がやや低いことが確認されたものの、債務償還能力及び資金繰り状況ともに「留意すべき状況にはないと考えられる」と結論付けられた。

◆今回のヒアリングを踏まえた総合評価

1. 債務償還能力について

債務償還能力の評価については、債務償還可能年数及び債務償還可能年数を構成する実質債務月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面（債務の水準）とフロー面（償還原資の獲得状況）の両面から行っている。

【診断結果】

債務償還能力については、留意すべき状況にはないと考えられる。

①ストック面(債務の水準)

債務の水準を示す実質債務月収倍率は、直近10年間(平成24～令和3年度)をみると、▲0.5か月～1.7か月の範囲で推移し、令和3年度では▲0.5か月と当方の診断基準(18か月)を下回っていることから、債務高水準の状況にはない。
なお、令和3年度の実質債務月収倍率▲0.5か月は、類似団体平均5.1か月と比較すると下回っている。

②フロー面(償還原資の獲得状況(=経常的な資金繰りの余裕度))

償還原資の獲得状況を示す行政経常収支率は、直近10年間をみると、9.5%～25.3%の範囲で推移し、令和3年度では25.3%と当方の診断基準(10%)を上回っていることから、収支低水準の状況にはない。
なお、令和3年度の行政経常収支率25.3%は、類似団体平均20.7%と比較すると上回っている。

※債務償還可能年数

令和3年度の債務償還可能年数0.0年は、当方の診断基準(15年)を下回っている。

なお、令和3年度の債務償還可能年数0.0年は、類似団体平均2.3年と比較すると下回っている。

2. 資金繰り状況について

資金繰り状況の評価については、積立金等月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面（資金繰り余力としての積立金等の水準）及びフロー面（経常的な資金繰りの余裕度）の両面から行っている。

【診断結果】

資金繰り状況については、留意すべき状況にはないと考えられる。

①ストック面(資金繰り余力としての積立金等の水準)

資金繰り余力の水準を示す積立金等月収倍率は、直近10年間をみると、8.7か月～11.4か月の範囲で推移し、令和3年度では10.0か月と当方の診断基準(3か月)を上回っていることから、積立低水準の状況にはない。
なお、令和3年度の積立金等月収倍率10.0か月は、類似団体平均14.3か月と比較すると下回っている。

②フロー面(経常的な資金繰りの余裕度)

上記「1. 債務償還能力について」②フロー面のとおり、収支低水準の状況にはない。

● 財務指標の経年推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	類似団体平均値 (R3年度)
債務償還可能年数	0.0年	0.3年	0.0年	0.6年	0.0年	0.1年	0.8年	1.0年	1.0年	0.0年	2.3年
実質債務月収倍率	▲0.2か月	0.5か月	0.0か月	1.2か月	▲0.4か月	0.1か月	1.2か月	1.4か月	1.7か月	▲0.5か月	5.1か月
積立金等月収倍率	11.1か月	11.2か月	11.3か月	10.7か月	10.6か月	11.4か月	10.5か月	9.8か月	8.7か月	10.0か月	14.3か月
行政経常収支率	9.5%	11.9%	13.7%	14.7%	17.9%	14.1%	12.2%	11.1%	14.3%	25.3%	20.7%

※「参考1 診断基準」のとおり、債務高水準、積立低水準、収支低水準となっている場合は、赤色で表示。
診断基準には、該当しないものの、診断基準の定義②のうち一つの指標に該当している場合は、黄色で表示。

● 計数補正

・補正内容

【単位:百万円】

科目	年度	金額	内容	理由
国(都)支出金等	R2	▲266	減額補正	一過性の特別定額給付金に係る収入及び支出が行政経常収入及び行政経常支出に計上されているため、それぞれ行政特別収入及び行政特別支出に整理した。
補助費等	R2	▲266	減額補正	
行政特別収入	R2	266	増額補正	
行政特別支出	R2	266	増額補正	

・財務指標の経年推移(補正前)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
債務償還可能年数	0.0年	0.3年	0.0年	0.6年	0.0年	0.1年	0.8年	1.0年	1.0年	0.0年
実質債務月収倍率	▲0.2か月	0.5か月	0.0か月	1.2か月	▲0.4か月	0.1か月	1.2か月	1.4か月	1.6か月	▲0.5か月
積立金等月収倍率	11.1か月	11.2か月	11.3か月	10.7か月	10.6か月	11.4か月	10.5か月	9.8か月	8.1か月	10.0か月
行政経常収支率	9.5%	11.9%	13.7%	14.7%	17.9%	14.1%	12.2%	11.1%	13.3%	25.3%

※「参考1 診断基準」のとおり、債務高水準、積立低水準、収支低水準となっている場合は、赤色で表示。
診断基準には、該当しないものの、診断基準の定義②のうち一つの指標に該当している場合は、黄色で表示。
アンダーラインを付した数値は、計数補正前と計数補正後で変更のあった指標値。

参考1 診断基準

財務上の留意点	診断基準
債務高水準	① 実質債務月収倍率24か月以上
	② 実質債務月収倍率18か月以上かつ債務償還可能年数15年以上
積立低水準	① 積立金等月収倍率1か月未満
	② 積立金等月収倍率3か月未満かつ行政経常収支率10%未満
収支低水準	① 行政経常収支率0%以下
	② 行政経常収支率10%未満かつ債務償還可能年数15年以上

参考2 財務指標の算式

- ・債務償還可能年数＝実質債務／行政経常収支
 - ・実質債務月収倍率＝実質債務／(行政経常収入／12)
 - ・積立金等月収倍率＝積立金等／(行政経常収入／12)
 - ・行政経常収支率＝行政経常収支／行政経常収入
- 実質債務＝地方債現在高＋有利子負債相当額－積立金等残高
 有利子負債相当額＝債務負担行為支出予定額＋公営企業会計等資金不足額等
 積立金等残高＝現金預金＋その他特定目的基金
 現金預金＝歳計現金＋財政調整基金＋減債基金

3. 財務の健全性等に関する事項

(1) 今後の見通し

項目	内容
計画名	新島村総合実施計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）
策定時期	令和4年度
確認方法	上記計画を基に計画最終年度（令和9年度）における4指標（※）を算出。 （※）4指標 債務償還可能年数、実質債務月収倍率、積立金等月収倍率、行政経常収支率
分析上の留意点	新型コロナウイルス感染症により先行きが不透明で、その影響を排除することができないため、今後の見通しは変動する可能性があることに留意する必要がある。

指標	令和3年度	令和9年度 令和3年度との比較	備考（上段：算式、下段：見通し）
債務償還可能年数	0.0年	0.0年 ----- 横ばい	債務償還可能年数 = $\frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収支}}$ ----- 既往債の償還が進むことで地方債残高は積立金等残高の水準を引き続き下回り、実質債務は発生しない（マイナス値となる）ことから債務償還可能年数は横ばい（0.0年）の見通し。
実質債務月収倍率	▲ 0.5か月	▲5.0か月 ----- 低下	実質債務月収倍率 = $\frac{\text{実質債務}}{(\text{行政経常収入} \div 12)}$ ----- 地方債残高の減少により実質債務のマイナス値が拡大することから、実質債務月収倍率は低下（改善）する見通し。
積立金等月収倍率	10.0か月	9.1か月 ----- 低下	積立金等月収倍率 = $\frac{\text{積立金等残高}}{(\text{行政経常収入} \div 12)}$ ----- 連絡船更新や庁舎更新のために公共施設整備基金を、収支不足の補填のために財政調整基金をそれぞれ取り崩すことから積立金等残高が減少するため、積立金等月収倍率は低下（悪化）する見通し。
行政経常収支率	25.3%	11.2% ----- 低下	行政経常収支率 = $\frac{\text{行政経常収支}}{\text{行政経常収入}}$ ----- 人口減少やコロナ禍からの回復で住民税や国（都）支出金が減少する一方、公共下水道事業に対する赤字補填のための繰出金が増加することから、行政経常収支率は低下（悪化）する見通し。

(2) その他留意点等

項目	内容
<p>公共施設老朽化への対応</p>	<p>令和4年3月に改定された「新島村公共施設等総合管理計画」によると、整備から30年以上を経過している施設が全体の約6割と老朽化が進行しており、且つ、旧耐震基準の施設が全体の約4割を占めていることから、こうした施設の改修・建替え需要が一斉に生じるとしている。</p> <p>これに対し、自主財源が約2割の新島村においては、国や東京都の支援を受けながら現状の公共施設全てを維持更新することは困難との考えの下、公共施設の総量や維持管理経費の縮減を検討し、更新費用の削減を図ることが必要としている。</p> <p>同計画では基本方針として、①既存施設の保全・有効活用による財政負担の軽減、②公共施設の管理に対する計画的な対応、③合理的な施設総量に向けた適正化の3つを掲げているが、これらに係る具体策の着実な履行並びに財源確保が求められる。</p>
<p>下水道事業に対する繰出金</p>	<p>下水道整備事業のうち新島地区（若郷地区・本村地区共）については一通り終了している。一方、式根島地区については、管渠及び処理場について令和7年度中の完成に向けて整備中であるものの新型コロナの影響を受けて事業の進捗は遅れ気味である。</p> <p>下水道事業に対する赤字補填を目的とした繰出金について、令和3年度は事業進捗の遅れに伴う工事費、並びに修繕費の減少により繰出額は減少している。しかしながら、今後は諸施設の増設・更新工事費、維持管理費等が上昇傾向にある一方で、使用料収入は域内の人口減少に伴い減少することが見込まれる。このため、行政経常収入に占める下水道事業に対する繰出金の割合（以下、「繰出比率」。）は上昇し、資金繰りの余裕度は低下することが懸念される。</p> <p>本課題への対応策として、事業規模等の見直しに加えて、将来的には下水道利用料金の改定についても検討するとしているが、実効的な取組みを進めることで繰出金の削減、並びに繰出比率を低下させることが望まれる。</p>